

新たな就農体制整備に関する調査・分析業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

新たな就農体制整備に関する調査・分析業務委託の委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

新たな就農体制整備に関する調査・分析業務委託仕様書による。

3 契約上限額

7, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 参加資格要件

以下の（１）～（７）の条件すべてを満たす法人であること。

- （１）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者。
- （２）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- （３）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （４）県税に未納がないこと。
- （５）宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- （６）地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 2 1 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （７）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和8年 9月 30日 (水) |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年 10月 7日 (水) |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年 10月 15日 (木) |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年 10月 22日 (木) |
| (5) 結果通知 | 令和8年 10月下旬頃 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年 10月 15日 (木) 午後5時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること）

(2) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙2）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年 10月 7日 (水) 午後5時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡をすること）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない）。

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

仕様書を参照の上、各業務の手法や実施体制等を提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（紙媒体1部及び電子データ）

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入すること。
- ・ 実施体制及びスケジュールを記載すること。

- ・ 過去の実績（同種業務の実績及び過去３年以内の地方公共団体との同規模の契約実績）を記載すること。
- イ 提案者の会社概要がわかる資料（紙媒体１部及び電子データ）
 - ・ 提案者の会社概要が記入されていること（既存の会社概要等の提出又は企画書への記載に代えることも可とする）。
- ウ 見積書（原本１部及び電子データ）
 - ・ 仕様書に定める業務内容ごとに積算した見積書を提出すること。
 - ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、内訳は税抜き表示を基本とする。
- エ 参加資格要件に係る誓約書（別紙３）（電子データ）

③ 提出先

下記１２を参照

④ 提出期限

令和８年１０月２２日（木）午後５時

⑤ 提出方法

郵送及び電子メールによる電子データの送信

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（４）審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 事業者の実績・適格性

- ・ 本事業を適正に実施するための組織体制は整っているか。
- ・ 本事業に類似した業務実績を有しているか。

② 企画内容

- ・ 事業の趣旨や目的等を十分に理解した提案となっているか。
- ・ 県内外の施設園芸（きゅうり、ピーマンを想定。以下、同じ。）における新規就農時の新設ハウス等の整備事例について、各都道府県や市町村等における支援の実態を含めて効果的に調査・分析する内容となっているか。
- ・ 施設園芸の全国的な経営実態及び農業所得の実態と展望の推計を行うに当たって、全国の主要な農業用ハウス・資材メーカー、施設園芸の生産者や農業団体、青果市場等の意見を踏まえて効果的に実施できる内容となっているか。
- ・ 整備方針（案）の作成に当たって、現状と改善策を講じた後の経費についても比較・検討し、必要な行政施策を検討できるような内容となっているか。
- ・ 計画的な業務スケジュールとなっているか。

③ 見積価格・経費積算の妥当性

- ・ 企画内容に見合う適正な価格となっており、必要経費が適切に計上されているか。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

審査結果は、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する成果物等の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類の提出先及び問い合わせ先

住 所 〒 8 8 0 - 8 5 0 1 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号

担 当 宮崎県農政水産部担い手農地対策課 担い手確保担当（担当：中村）

電 話 0 9 8 5 - 2 6 - 7 1 2 4

E-mail ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp